

東浦町シルバー人材センター補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、定年退職後等の高齢者に対し、比較的短期かつ軽易な就業機会を確保及び提供し、生きがいの充実と社会参加の促進による地域社会の活性化を図ることを目的とする東浦町シルバー人材センター補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、公益社団法人東浦町シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）とする。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、シルバー人材センターの事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については補助金の交付対象としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業
- (2) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業
- (3) その他町長が適当でないと認めた事業

(補助金の使途)

第4条 補助金は、シルバー人材センターの事業に係る人件費及び運営費に使用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、慶弔費、交際費、懇親会費等の社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費については、補助金を使用してはならない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、高年齢者就業機会確保事業費等補助金内示の運営格付けに基づき、国庫補助金額以上の額を基準として予算の範囲内で定める額とする。

(補助金の交付時期)

第6条 町長は、補助金の交付を請求されたときは、請求の日から起算して30日以内に補助金の全部を交付するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月22日から施行する。